湯河原町森林整備計画書

自 令和5年4月1日計画期間

至 令和15年3月31日

神奈川県

湯河原町

市町村位置図



目 次

Ι	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
1	
2	· · · · — · · · — · · · · · · ·
3	森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
П	森林の整備に関する事項
第 1	
1	
2	
3	8 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2	
1	7 1—12 11 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
2	? 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	・ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	- 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林を
	すべき旨の命令の基準・・・・・・・9
5	5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・11
2	2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	
第4	- 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法12
2	
	森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・14
3	3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第5	5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針17
2	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・17
3	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・18
4	
5	5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第6	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・18
2	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・・・18

3	
4	1 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第 7	7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
1	
	作業システムに関する事項・・・・・・19
2	
3	11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1
4	1 その他必要な事項··················20
第8	
1	
2	
3	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・21
Ш	森林の保護に関する事項
第 1	鳥獣害の防止に関する事項
1	
2	2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第 2	
1	
2	
3	11-17-12-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
4	4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・23
5	5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項
1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の
	施業の方法に関する事項・・・・・・23
3	
4	1 その他必要な事項············24
V	Control of Edition Control
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・